

# 市町村教育委員会における携帯電話の 取扱い等に関する調査結果

## 1 調査目的

学校における携帯電話の取扱いに関して、県内市町村教育委員会の状況等を紹介し、市町村教育委員会が所管の学校を適切に指導するための情報を提供する。

## 2 調査時期

令和2年10月26日(月)から11月13日(金)まで

## 3 調査対象

県内62市町村教育委員会(さいたま市除く)

## 4 調査内容

- (1)市町村教育委員会の基本的指導方針策定の現況
- (2)令和2年7月31日に発出された文部科学省の指導方針を受け、市町村教育委員会の基本的指導方針の内容を見直すなどする予定
- (3)市町村教育委員会等で作成している児童生徒のネットトラブル防止のためのルール
- (4)市町村教育委員会で実施している情報モラル教育推進の取組
- (5)市町村教育委員会で実施している「ネット上でのいじめ」等防止に関する取組

## まとめ①

### 【市町村教育委員会の基本的指導方針策定の現況】

- 8割の教育委員会が、小・中学校で「一律持込み禁止(1割強)」や「原則持込み禁止(やむを得ない場合に例外的に許可)(6割弱)」を指導方針としていた。
- 原則持込み禁止(やむを得ない場合に例外的に許可)の指導方針の詳細
  - 校内使用制限→「校内使用禁止」がほとんど
  - やむを得ない事情→「防犯や健康上の事情」が多い
  - 校内の管理方法→「教員が回収し、職員室などで管理」が多い
  - 家庭と合意するルール→「紛失等のトラブルは学校で責任を負えない」が多い

### 【市町村教育委員会の基本的指導方針の内容を見直すなどする予定】

- 約7割が、従来の指導方針を見直すまたは新たに策定する予定であった。見直す理由は「文部科学省の指導方針が示されたから」が多かった。

## まとめ②

### 【教育委員会等で作成している児童生徒のネットトラブル防止のためのルールについて】

- 約7割の教育委員会がルールを作成していた。「ネット上の人権侵害」と「家庭における意識の向上」を重視し、ルールを作成していた。

### 【市町村教育委員会で実施している情報モラル教育推進の取組】

- 全ての教育委員会が情報モラル教育推進の取組を実施していた。取組の内容としては、「文部科学省等が作成した教材等の利用」「外部講師による講演会の実施」を推進している教育委員会が多かった。

### 【市町村教育委員会で実施している「ネット上でのいじめ」等防止に関する取組】

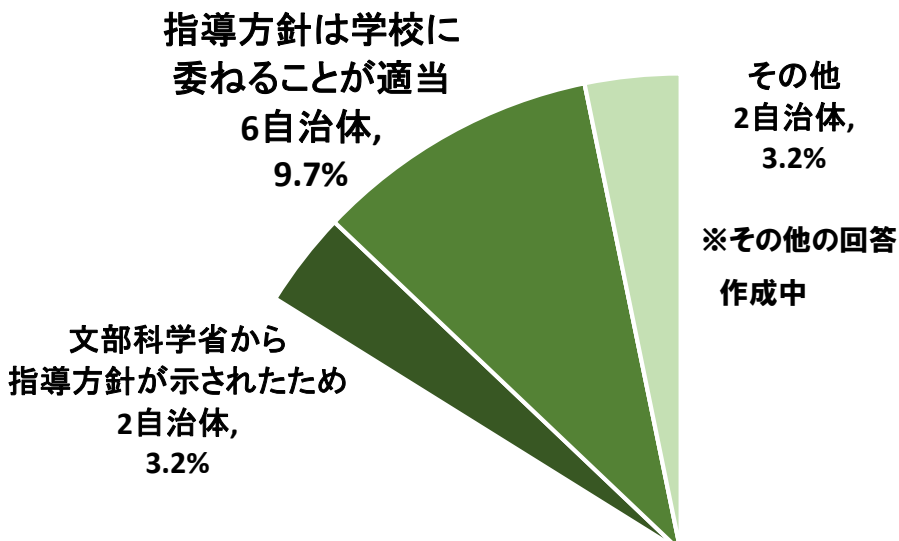
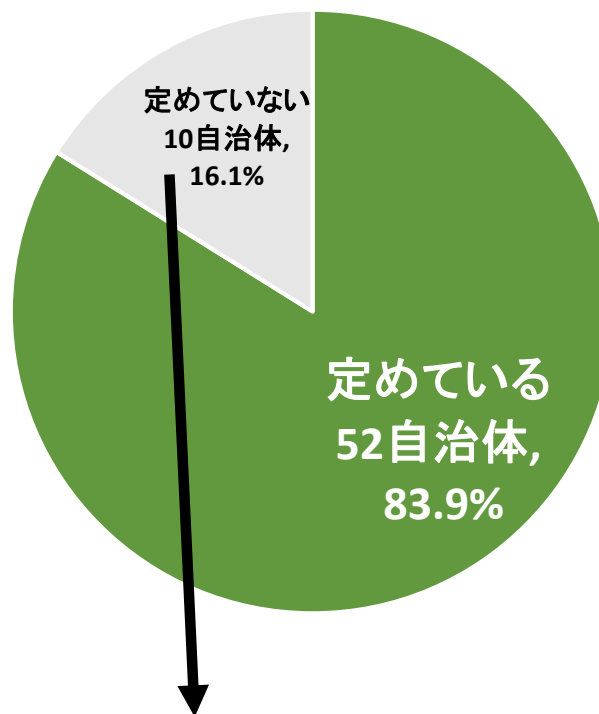
- 全ての教育委員会で、「ネット上でのいじめ」等防止の取組を実施していた。家庭・地域との連携と教職員の資質の向上を重視している教育委員会が多かった。
- 家庭への啓発の方法として、「各種団体が作成した啓発資料の配布」「各種行事・保護者会での啓発」を促している教育委員会が多かった。

## 問1 児童生徒の携帯電話の持込み等について、所管の小中学校に対する基本的指導方針を定めている状況

- 多くの教育委員会が基本的指導方針を定めている。

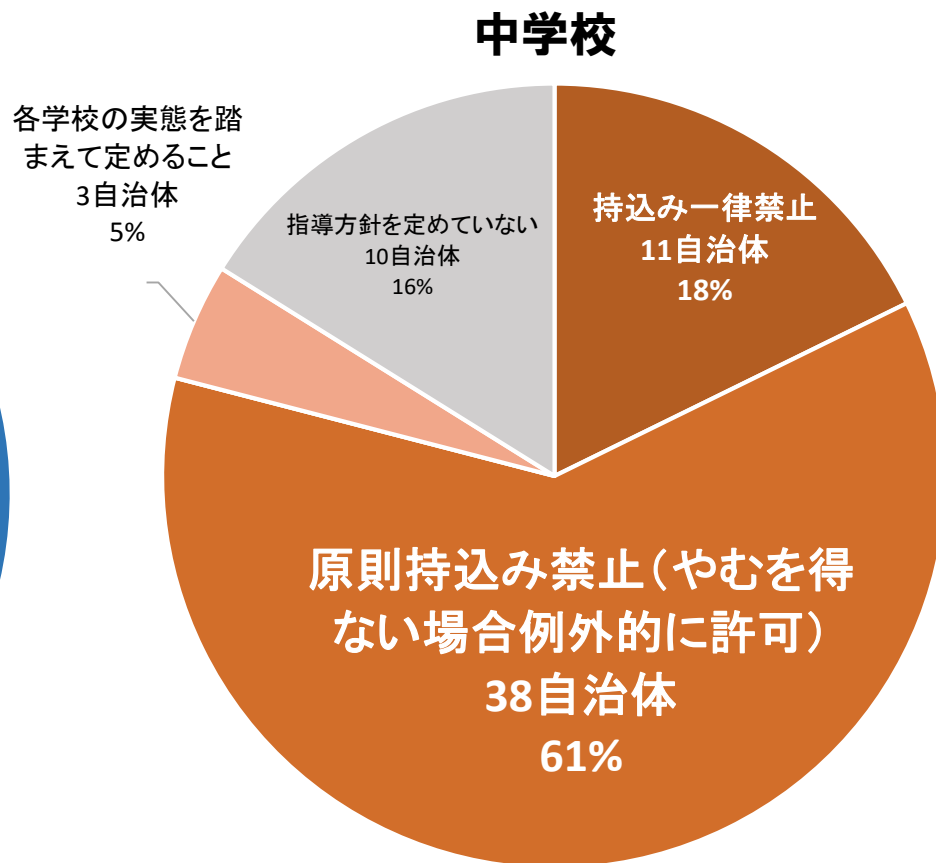
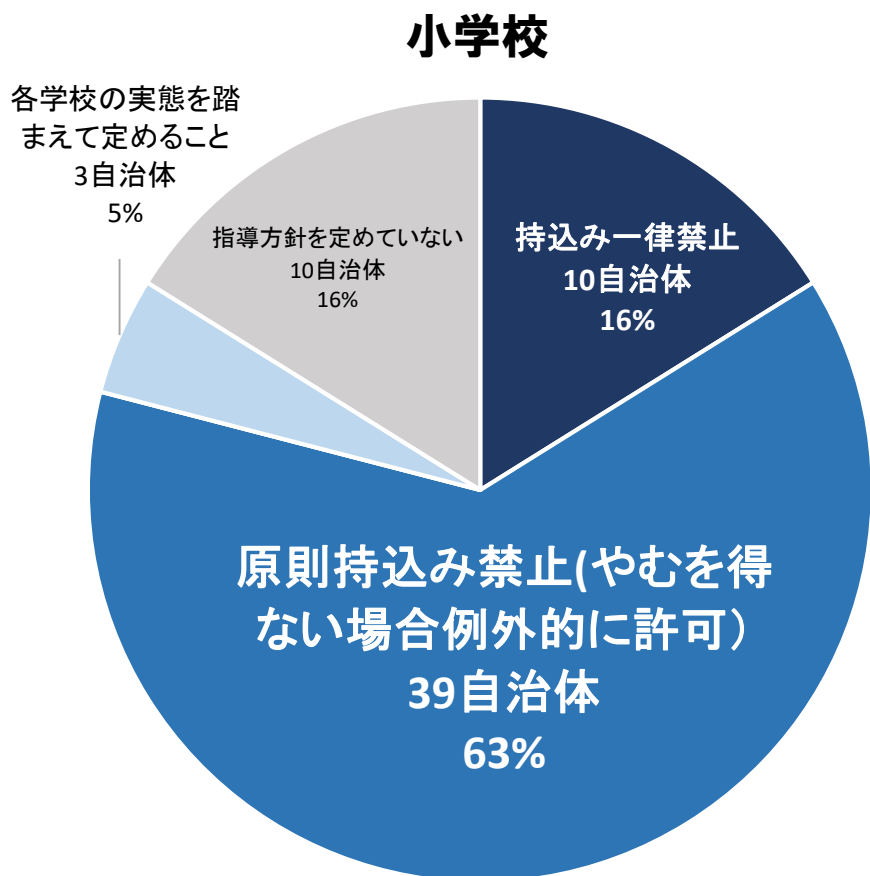
### 問1(1) 基本的指導方針を定めていない理由

- 指導方針を定めていない理由としては、「学校に委ねることが適当」の回答が多い。



## 問1(2)-1 基本的指導方針の内容

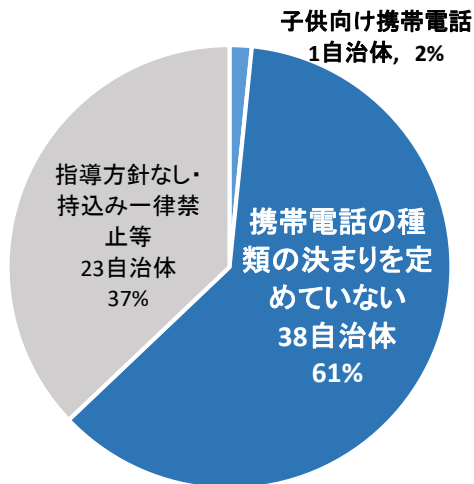
- 小・中学校ともに「原則持込み禁止(やむを得ない場合例外的に許可)」を基本的指導方針としている教育委員会が多い。



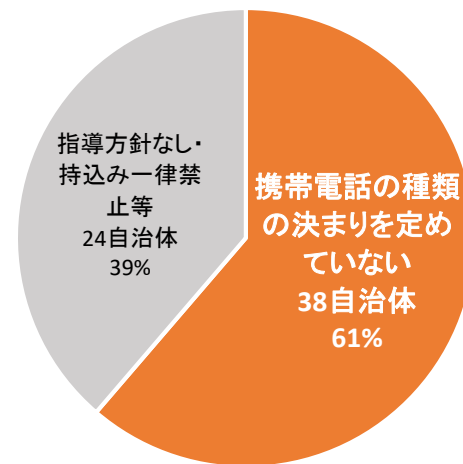
## 問1(2)-2 許可する携帯電話の種類

○ 小・中学校ともに「やむを得ない場合に例外的に許可」している場合、「携帯電話の種類の決まりを決めていない」教育委員会がほとんどである。

### 小学校



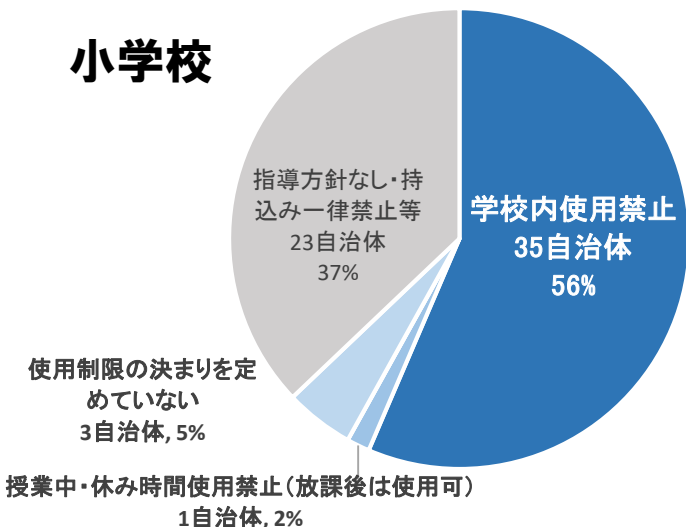
### 中学校



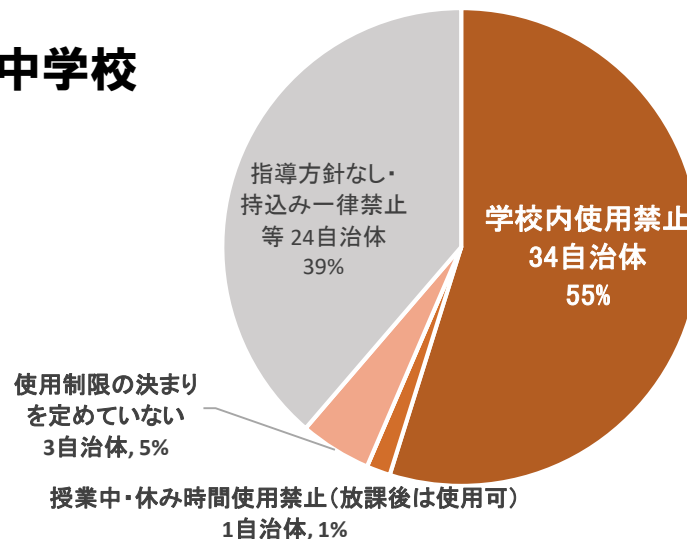
## 問1(2)-3 校内での携帯電話使用の制限内容

○ 小・中学校ともに「やむを得ない場合に例外的に許可」している場合、携帯電話の使用を「学校内使用禁止」としている教育委員会がほとんどである。

### 小学校

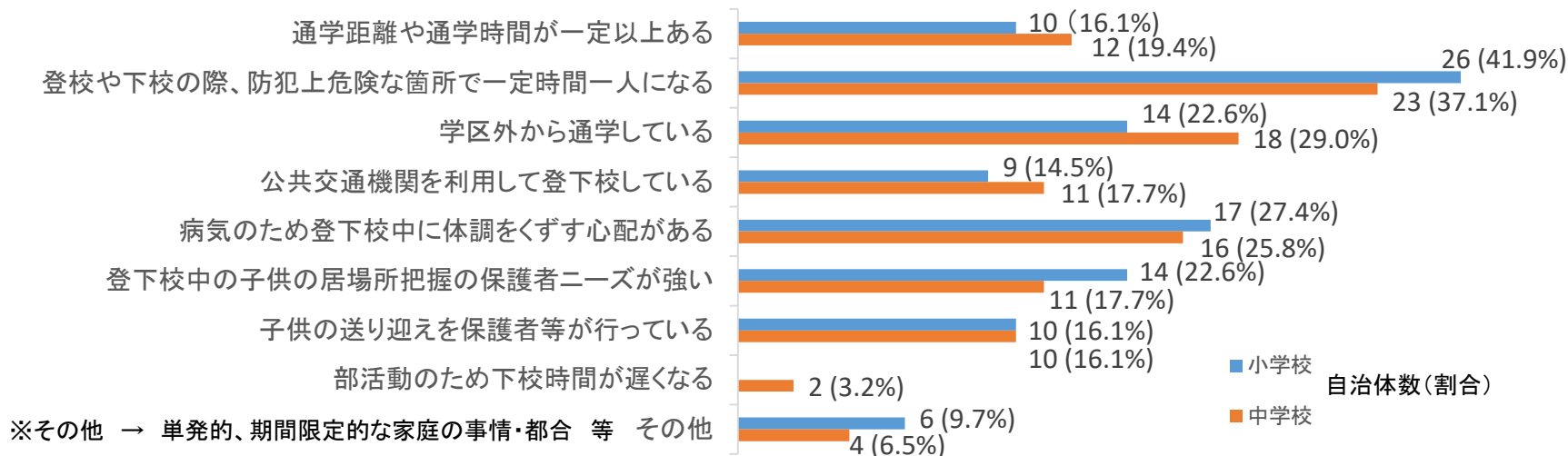


### 中学校



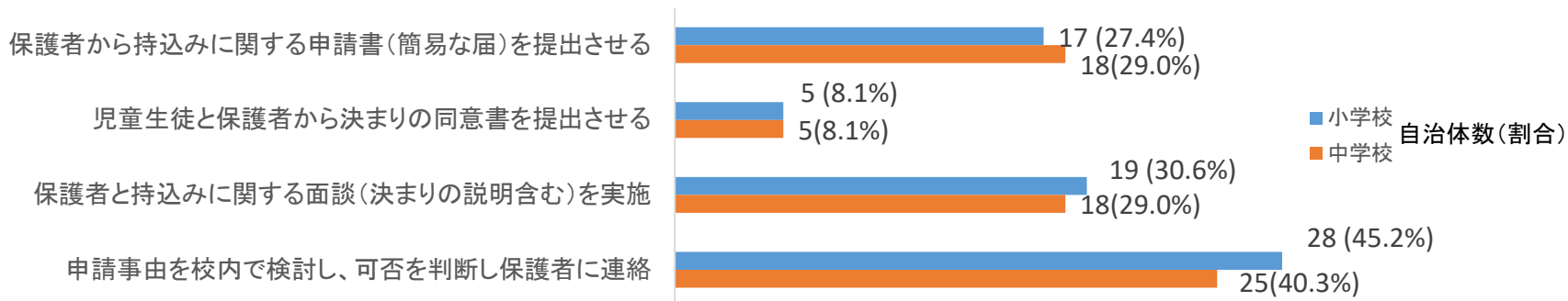
**問1(2)-4 携帯電話の持込みを例外的に許可する場合の「やむを得ない事情」として想定している内容【複数回答可】**

- 小・中学校ともに「防犯上危険な箇所で一定時間一人になる」「病気のため体調を崩す心配がある」「学区外から通学している」と回答した教育委員会が多い。
- 多くの教育委員会において、児童生徒の登下校中の防犯や健康上の配慮を重視していることが考えられる。



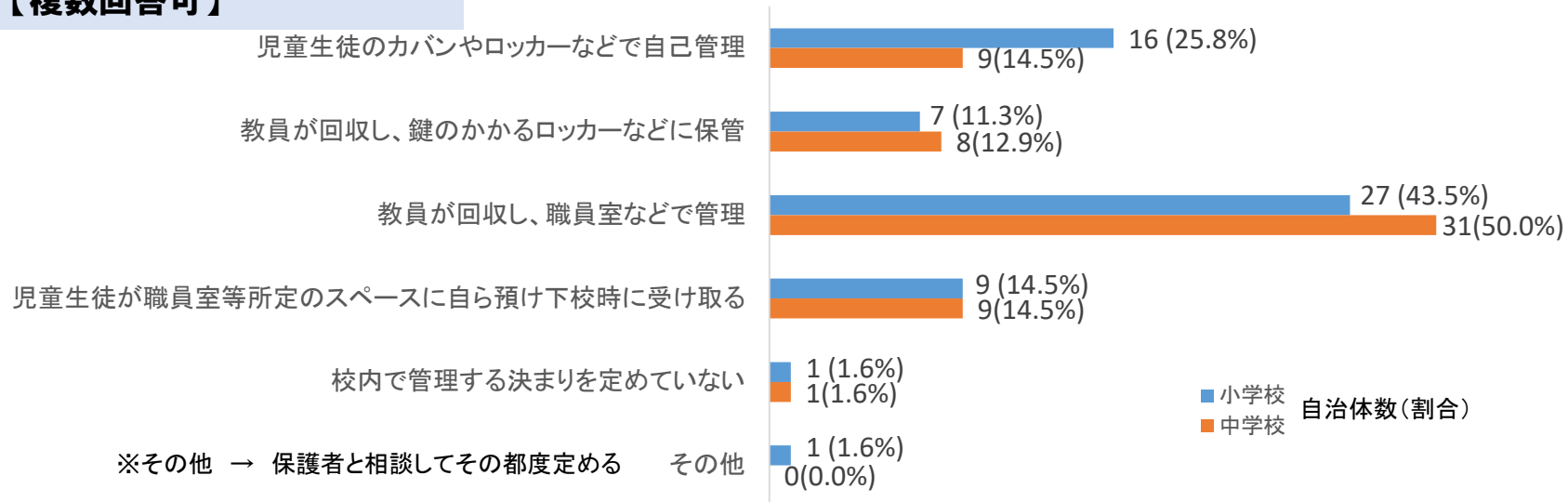
**問1(2)-5 携帯電話の持込みを例外的に許可する場合の「持込を認める際の手続き」の内容【複数回答可】**

- 小・中学校ともに「申請事由を校内で検討し、可否を保護者に連絡」と回答した教育委員会が多い。
- 多くの教育委員会において、一つ一つの申請内容が「やむを得ない事情」であるか個別に検討することを重視していることが分かる。



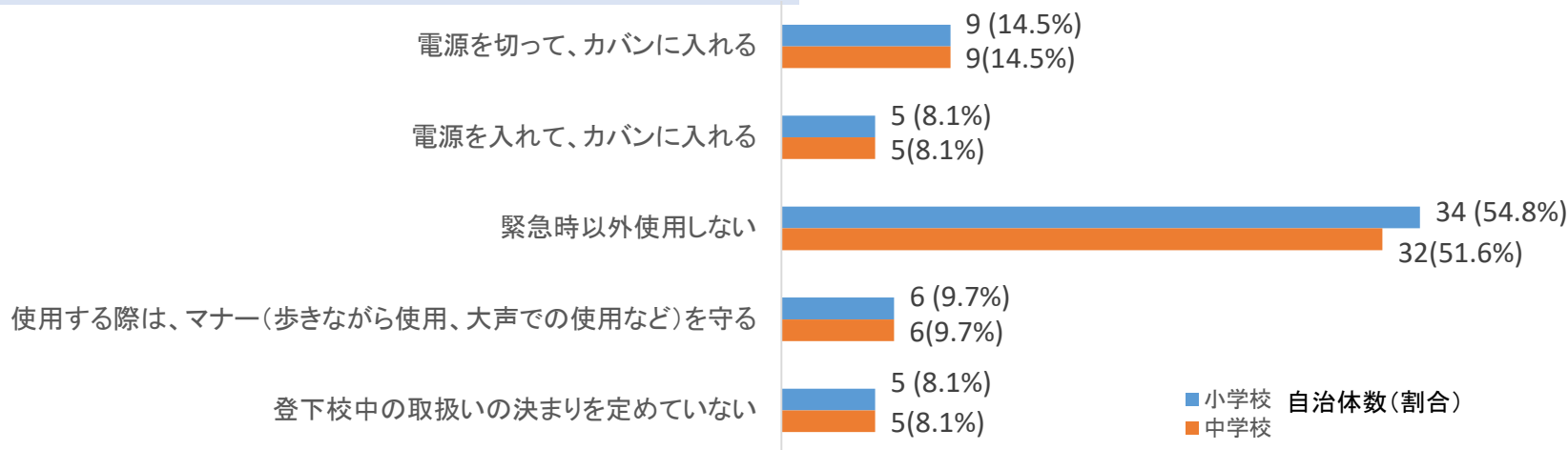
**問1(2)-6 携帯電話の持込みを例外的に許可する場合の「校内の管理方法」の内容【複数回答可】**

- 小・中学校ともに「教員が回収し、職員室などで管理」と回答した教育委員会が多い。
- 小学校においては「自らのカバンやロッカーなどで自己管理」と回答した教育委員会も一定数あった。



**問1(2)-7 携帯電話の持込みを例外的に許可する場合の「携帯電話の登下校中の取扱い」の内容【複数回答可】**

- 小・中学校ともに「緊急時以外使用しない」と回答した教育委員会が多い。

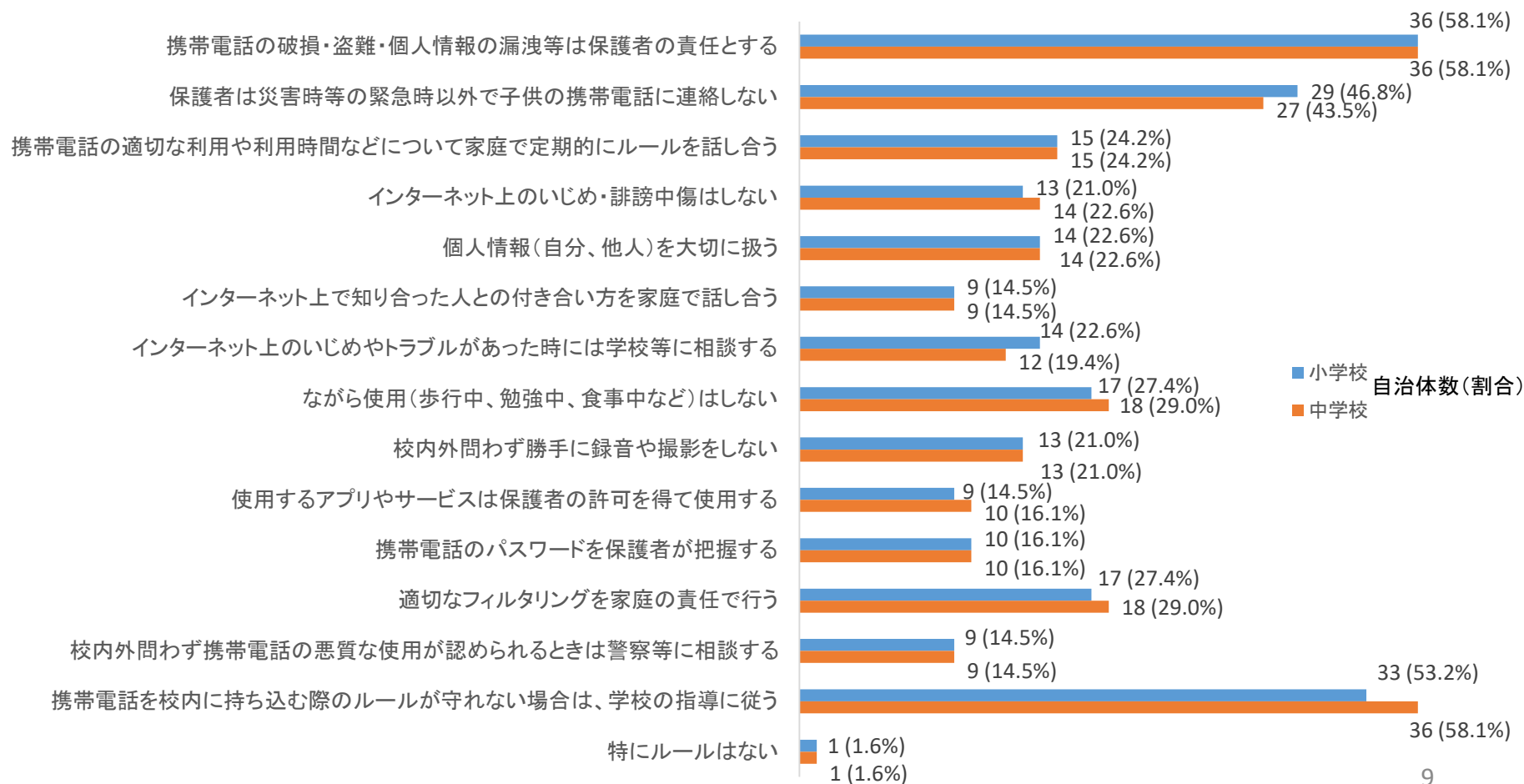




## 問1(2)-8 携帯電話の持込みを例外的に許可する場合「家庭と合意するルール」として想定している内容【複数回答可】

○ 小・中学校ともに「携帯電話の破損等は保護者の責任」「ルールが守れない場合は学校の指導に従う」「保護者は緊急時以外連絡しない」と回答した教育委員会が多い。

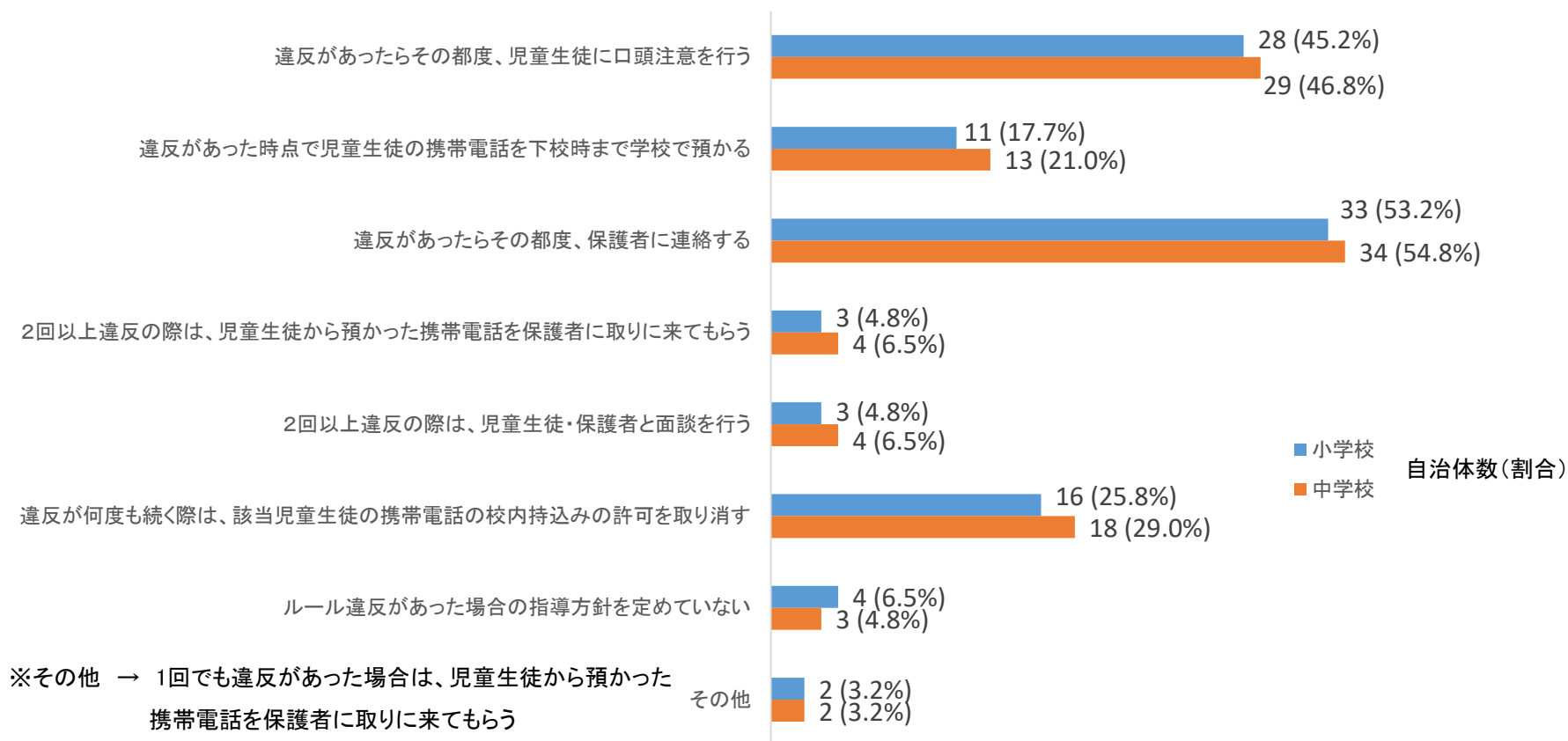
● 特に、携帯電話持込みにより発生するトラブルは学校では責任を負いきれないと捉えている教育委員会が多いことが考えられる。



## 問1(2)-9 携帯電話の持込みを例外的に許可する場合「持込む際のルール違反があったときの指導方針」として想定している内容【複数回答可】

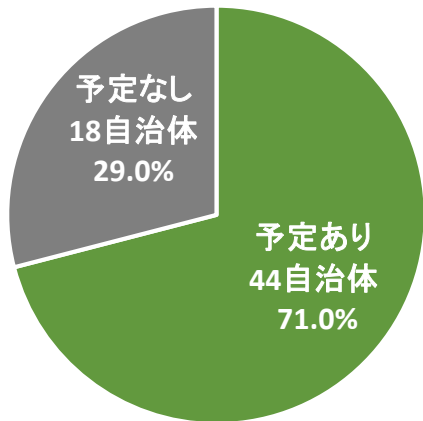
○ 小・中学校ともに「違反があった時点でその都度、児童生徒や保護者に注意する」と回答した教育委員会が多い。

○ 「違反が続く際は、携帯電話持込みの許可を取り消す」と回答した教育委員会も一定数あった。



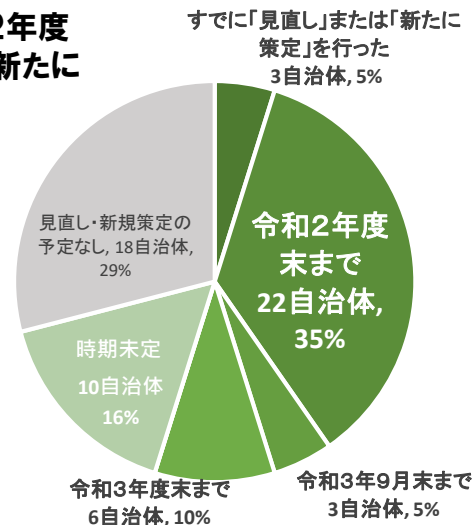
## 問2 文部科学省の指導方針を受け、指導方針の内容を見直す等する予定の有無

○ 約7割の教育委員会が、従来の指導方針を見直すまたは新たに策定する予定であった。



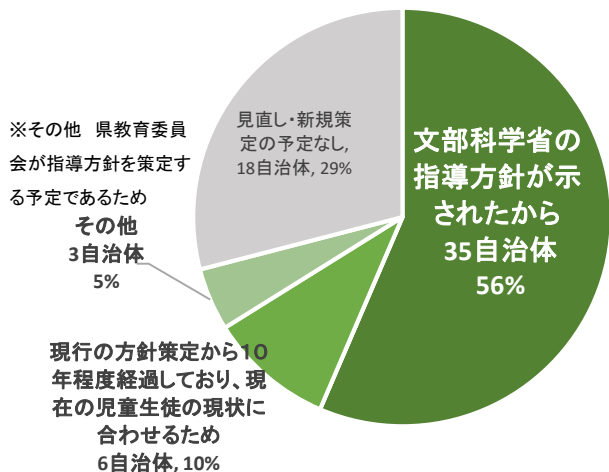
## 問2(1) 指導方針の見直し・新規策定の予定時期等

○ 約4割の教育委員会が、令和2年度末までに指導方針を見直すまたは新たに策定する予定であった。



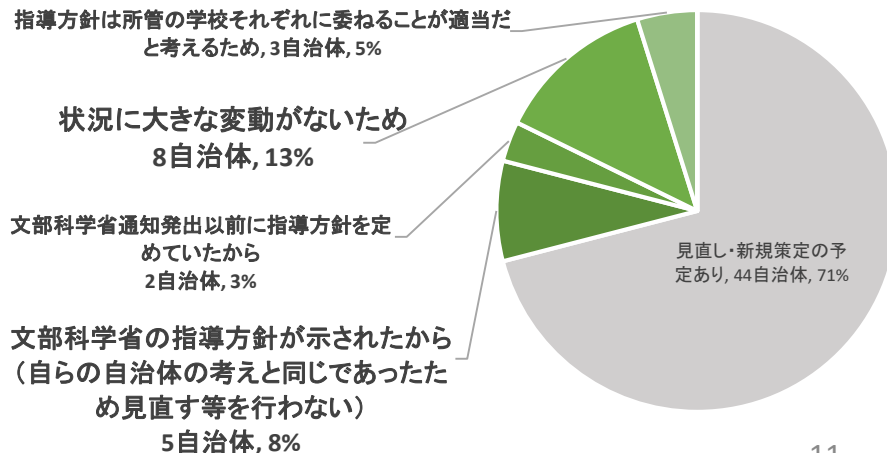
## 問2(2) 指導方針の見直し・新規策定をする理由

○ 5割強の教育委員会が、「文部科学省の指導方針が示された」ことを見直すまたは新たに策定する理由であった。



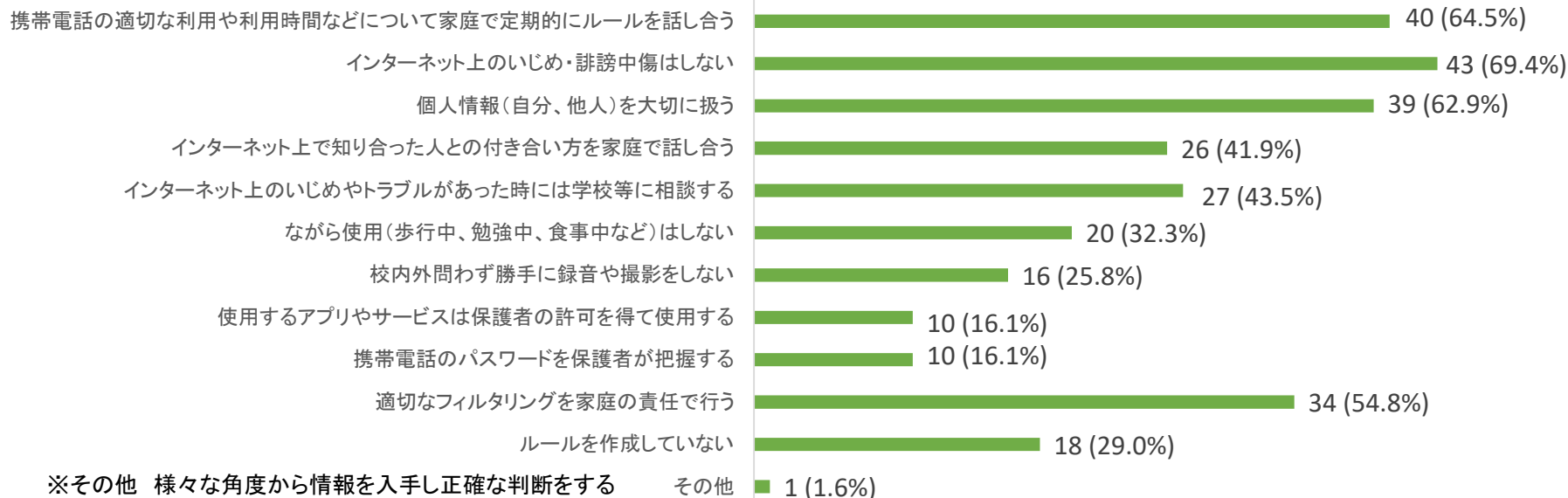
## 問2(3) 指導方針の見直し・新規策定をしない理由

○ 「以前の指導方針策定後、状況に大きな変動がないため」と回答した教育委員会も一定数あった。



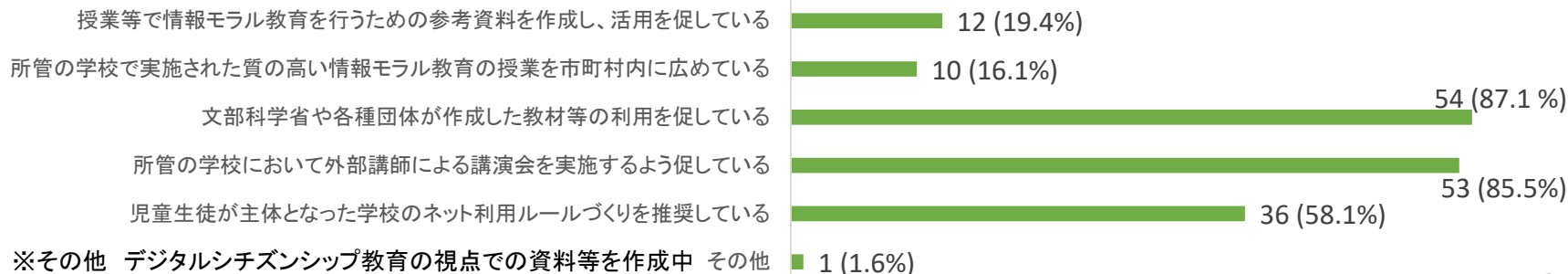
### 問3 市町村教育委員会等で作成している児童生徒のネットトラブル防止のためのルール【複数回答可】

- 約7割の教育委員会が、独自のネットトラブル防止のルールを作成している。
- 「ネット上のいじめをしない」「家庭でルールを定期的に話し合う」「個人情報を大切に扱う」「適切なフィルタリングの設定」のルールを多くの教育委員会で作成していた。
- 「ネット上の人権侵害」と「家庭における意識の向上」を重視していることが分かる。



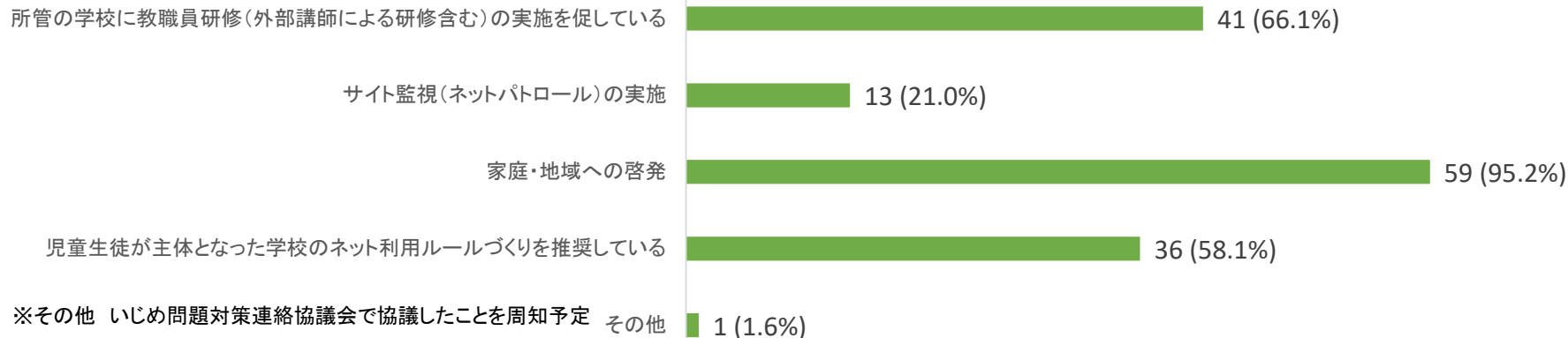
### 問4 市町村教育委員会で実施している情報モラル教育推進の取組【複数回答可】

- 全ての教育委員会が情報モラル教育推進の取組を実施していた。
- 「文部科学省等が作成した教材等の利用」「外部講師による講演会の実施」を推進している教育委員会が多い。
- 約6割の教育委員会が、「児童生徒が主体となったネット利用ルールづくり」を推奨している。
- 情報モラル教育の授業に関する取組を主体的に行っている教育委員会はまだ少ない。



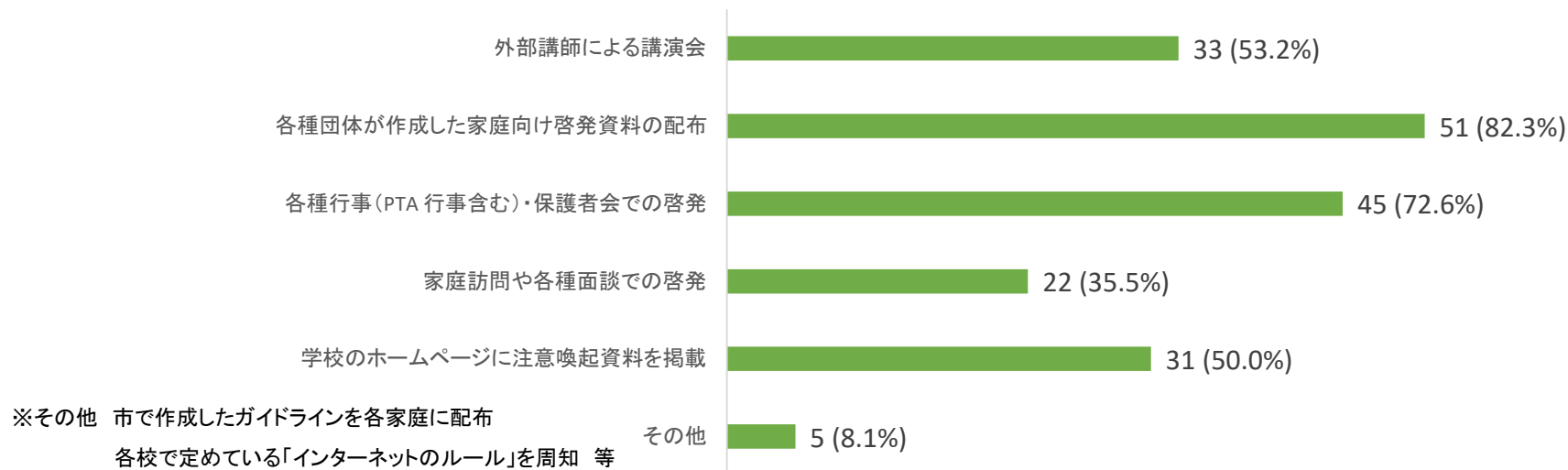
## 問5 市町村教育委員会で実施している「ネット上でのいじめ」等防止に関する取組【複数回答可】

- 全ての教育委員会で、「ネット上でのいじめ」等防止の取組を実施していた。
- ほとんどの教育委員会で「家庭・地域への啓発」を実施していた。また、6割強の教育委員会で教職員への研修を実施していた。
- 「ネット上でのいじめ」等の防止のためには、家庭・地域との連携と教職員の資質の向上を重視している教育委員会が多いことが分かる。



## 問5(1) 市町村教育委員会から所管の学校に促している家庭・地域への啓発の方法【複数回答可】

- 「各種団体が作成した啓発資料の配布」「各種行事・保護者会での啓発」を促している教育委員会が多い。
- 「家庭訪問や各種面談での啓発」は3割強であるが、他の方法に比べて少なかった。



# 回答状況 1/5

1. 市町村教育委員会として、児童生徒の携帯電話の持込み等について、所管の小中学校に対する基本的指導方針（通知の発出・校長会等における説明 等）を定めていますか。

はい	52	83.9%
いいえ	10	16.1%
合計	62	100%

1（1）問1で「いいえ」と回答した場合、指導方針を定めていない理由は何ですか（1つ回答）。

ア. 文部科学省から令和2年7月31日に指導方針が示されているため	2	3.2%
イ. 指導方針は所管の学校それぞれに委ねることが適当だと考えるため	6	9.7%
ウ. 学校からの問い合わせや保護者の要望がこれまでにないため	0	0.0%
エ. その他（主な回答：作成中）	2	3.2%
合計	10	16.1%

1（2）問1で「はい」と回答した場合、基本的指導方針等は、どのような内容ですか。小・中学校ごとに回答してください

【1】基本的指導方針を1つ回答してください。

	小学校		中学校	
ア. 持込み一律禁止	10	16.1%	11	17.7%
イ. 原則持込み禁止だが、やむを得ない事情に限って例外的に許可	39	62.9%	38	61.3%
ウ. 持込み許可	0	0.0%	0	0.0%
エ. 各学校の実態を踏まえて定めること	3	4.8%	3	4.8%
合計	52	83.9%	52	83.9%

【2】 【1】で「イまたはウ」と回答した場合、許可する携帯電話の種類を回答してください（複数回答可）。

	小学校		中学校	
ア. フィーチャーフォン（いわゆるガラケー）	0	0.0%	0	0.0%
イ. スマートフォン	0	0.0%	0	0.0%
ウ. 子供向け携帯電話（基本的な通話・メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）	1	1.6%	0	0.0%
エ. 携帯電話の種類を決まりを定めていない	38	61.3%	38	61.3%
合計	39	62.9%	38	61.3%

【3】 【1】で「イまたはウ」と回答した場合、校内での携帯電話使用の制限内容を1つ回答してください。

	小学校		中学校	
ア. 学校内使用禁止	35	56.5%	34	54.8%
イ. 授業中・休み時間使用禁止（放課後は使用可）	1	1.6%	1	1.6%
ウ. 授業中使用禁止（休み時間、放課後は使用可）	0	0.0%	0	0.0%
エ. 使用制限の決めりを定めていない	3	4.8%	3	4.8%
合計	39	62.9%	38	61.3%

# 回答状況 2/5

【4】 【1】で「イ」と回答した場合、「やむを得ない事情」とはどのような事情（所管の学校の取組から教育委員会として把握しているもの含む）を想定しているか回答してください（複数回答可）。

	小学校		中学校	
	件数	割合	件数	割合
ア. 通学距離や通学時間が一定以上ある	10	16.1%	12	19.4%
イ. 登校や下校の際、防犯上危険な箇所ですら一定時間一人になる	26	41.9%	23	37.1%
ウ. 学区外から通学している	14	22.6%	18	29.0%
エ. 公共交通機関を利用して登下校している	9	14.5%	11	17.7%
オ. 病気のため登下校中に体調をくずす心配がある	17	27.4%	16	25.8%
カ. 登下校中の子供の居場所を把握しておきたいとの保護者のニーズが強い	14	22.6%	11	17.7%
キ. 子供の送り迎えを保護者等が行っている	10	16.1%	10	16.1%
ク. 部活動のため下校時間が遅くなる	—	—	2	3.2%
ケ. その他（主な回答：単発的、期間限定的な家庭の事情・都合 等）	6	9.7%	4	6.5%

【5】 【1】で「イまたはウ」と回答した場合、携帯電話の持込みを認める際にどのような手続き（所管の学校の取組から教育委員会として把握しているもの含む）を取っているか回答してください（複数回答可）。

	小学校		中学校	
	件数	割合	件数	割合
ア. 保護者から連絡の必要なし	0	0.0%	0	0.0%
イ. 保護者から持込みに関する申請書（簡易な届）を提出させる	17	27.4%	18	29.0%
ウ. 児童生徒と保護者から決まり（持込み・普段の利用）の同意書を提出させる	5	8.1%	5	8.1%
エ. 保護者と持込みに関する面談（決まりの説明含む）を実施	19	30.6%	18	29.0%
オ. 申請事由を校内で検討し、可否を判断し保護者に連絡	28	45.2%	25	40.3%
カ. その他	0	0.0%	0	0.0%

【6】 【1】で「イまたはウ」と回答した場合、校内の管理方法（所管の学校の取組から教育委員会として把握しているもの含む）を回答してください（複数回答可）。

	小学校		中学校	
	件数	割合	件数	割合
ア. 児童生徒のカバンやロッカーなどで自己管理	16	25.8%	9	14.5%
イ. 教員が回収し、鍵のかかるロッカーなどに保管	7	11.3%	8	12.9%
ウ. 教員が回収し、職員室などで管理	27	43.5%	31	50.0%
エ. 教員が回収し、それぞれの教室で管理	0	0.0%	0	0.0%
オ. 児童生徒が職員室などの所定のスペースに自ら預け、下校時に受け取る	9	14.5%	9	14.5%
カ. 校内で管理する決まりを定めていない	1	1.6%	1	1.6%
キ. その他（保護者と相談してその都度決める）	1	1.6%	0	0.0%

# 回答状況 3/5

【7】 【1】で「イまたはウ」と回答した場合、携帯電話の登下校中の取扱いの内容（所管の学校の取組から教育委員会として把握しているもの含む）を回答してください（複数回答可）。

	小学校		中学校	
	人数	割合	人数	割合
ア. 電源を切って、カバンに入れる	9	14.5%	9	14.5%
イ. 電源を入れて、カバンに入れる	5	8.1%	5	8.1%
ウ. 緊急時以外使用しない	34	54.8%	32	51.6%
エ. 使用する際は、マナー（歩きながら使用、大声での使用など）を守る	6	9.7%	6	9.7%
オ. 登下校中の取扱いの決まりを定めていない	5	8.1%	5	8.1%
カ. その他	0	0.0%	0	0.0%

【8】 【1】で「イまたはウ」と回答した場合、携帯電話を校内に持ち込むにあたって事前に家庭と合意するルール（所管の学校の取組から教育委員会として把握しているもの含む）として想定しているものを回答してください（複数回答可）。

	小学校		中学校	
	人数	割合	人数	割合
ア. 携帯電話の破損・盗難・個人情報の漏洩等は保護者の責任とする	36	58.1%	36	58.1%
イ. 保護者は災害時等の緊急時以外で子どもの携帯電話に連絡しない	29	46.8%	27	43.5%
ウ. 携帯電話の適切な利用や利用時間などについて家庭で定期的にルールを話し合う	15	24.2%	15	24.2%
エ. インターネット上のいじめ・誹謗中傷はしない	13	21.0%	14	22.6%
オ. 個人情報（自分、他人）を大切に扱う	14	22.6%	14	22.6%
カ. インターネット上で知り合った人との付き合い方を家庭で話し合う	9	14.5%	9	14.5%
キ. インターネット上のいじめやトラブルがあった時には学校等に相談する	14	22.6%	12	19.4%
ク. ながら使用（歩行中、勉強中、食事中など）はしない	17	27.4%	18	29.0%
ケ. 校外外問わず勝手に録音や撮影をしない	13	21.0%	13	21.0%
コ. 使用するアプリやサービスは保護者の許可を得て使用する	9	14.5%	10	16.1%
サ. 携帯電話のパスワードを保護者が把握する	10	16.1%	10	16.1%
シ. 適切なフィルタリングを家庭の責任で行う	17	27.4%	18	29.0%
ス. 校外外問わず携帯電話の悪質な使用が認められるときは警察等に相談する	9	14.5%	9	14.5%
セ. 携帯電話を校内に持ち込む際のルールが守れない場合は、学校の指導に従う	33	53.2%	36	58.1%
ソ. 特にルールはない	1	1.6%	1	1.6%
タ. その他	0	0.0%	0	0.0%

【9】 【1】で「イまたはウ」と回答した場合、携帯電話を校内に持ち込む際のルール違反があった場合の指導方針（所管の学校の取組から教育委員会として把握しているもの含む）はどのようなものを想定しているか回答してください（複数回答可）。

	小学校		中学校	
	人数	割合	人数	割合
ア. 違反があったらその都度、児童生徒に口頭注意を行う	28	45.2%	29	46.8%
イ. 違反があった時点で児童生徒の携帯電話を下校時まで学校で預かる	11	17.7%	13	21.0%
ウ. 違反があったらその都度、保護者に連絡する	33	53.2%	34	54.8%
エ. 2回以上違反の際は、児童生徒から預かった携帯電話を保護者に取りに来てもらう	3	4.8%	4	6.5%
オ. 2回以上違反の際は、児童生徒・保護者と面談を行う	3	4.8%	4	6.5%
カ. 違反が何度も続く際は、該当児童生徒の携帯電話の校内持込みの許可を取り消す	16	25.8%	18	29.0%
キ. ルール違反があった場合の指導方針を定めていない	4	6.5%	3	4.8%
ク. その他	2	3.2%	2	3.2%

(主な回答:1回でも違反があった場合は、児童生徒から預かった携帯電話を保護者に取りに来てもらう)



# 回答状況 4/5

2. 令和2年7月31日に発出された文部科学省の指導方針を受け、市町村教育委員会の指導方針の内容を見直すまたは新たに策定する予定はありますか。

ある	44	71.0%
ない	18	29.0%
合計	62	100.0%

2(1) 問2で「ある」と回答した場合、いつまでに指導方針を見直すまたは新たに作成する予定ですか(1つ回答)。

ア. すでに「見直し」または「新たに策定」を行った	3	4.8%
イ. 令和2年度末まで	22	35.5%
ウ. 令和3年9月末まで	3	4.8%
エ. 令和3年度末まで	6	9.7%
オ. 令和4年度以降	0	0.0%
カ. 時期未定	10	16.1%
合計	44	71.0%

2(2) 問2で「ある」と回答した場合、その理由は何ですか(1つ回答)。

ア. 令和2年7月31日に文部科学省の指導方針が示されたから	35	56.5%
イ. 携帯電話を校内に持ち込みたいという保護者の要望が増えてきたから	0	0.0%
ウ. 現行の方針策定から10年程度経過しており、現在の児童生徒の現状に合わせるため(携帯電話の所持増加、緊急連絡手段としての有効性、など)	6	9.7%
エ. その他(主な回答: 県教育委員会が指導方針を策定する予定であるため)	3	4.8%
合計	44	71.0%

2(3) 問2で「ない」と回答した場合、その理由は何ですか(1つ回答)。

ア. 令和2年7月31日に文部科学省の指導方針が示されたから	5	8.1%
イ. 文部科学省から令和2年7月31日に指導方針が示される以前に、指導方針を定めていたから	2	3.2%
ウ. 以前の指導方針策定後、状況に大きな変動がないため	8	12.9%
エ. 指導方針は所管の学校それぞれに委ねることが適当だと考えるため	3	4.8%
オ. 学校からの問い合わせや保護者の要望がこれまでないため	0	0.0%
カ. その他	0	0.0%
合計	18	29.0%

# 回答状況 5/5

## 3. 市町村教育委員会等で作成している児童生徒のネットトラブル防止のためのルールはどんな内容ですか（複数回答可）。

ア. 携帯電話の適切な利用や利用時間などについて家庭で定期的にルールを話し合う	40	64.5%
イ. インターネット上のいじめ・誹謗中傷はしない	43	69.4%
ウ. 個人情報（自分、他人）を大切に扱う	39	62.9%
エ. インターネット上で知り合った人との付き合い方を家庭で話し合う	26	41.9%
オ. インターネット上のいじめやトラブルがあった時には学校等に相談する	27	43.5%
カ. ながら使用（歩行中、勉強中、食事中など）はしない	20	32.3%
キ. 校内外問わず勝手に録音や撮影をしない	16	25.8%
ク. 使用するアプリやサービスは保護者の許可を得て使用する	10	16.1%
ケ. 携帯電話のパスワードを保護者が把握する	10	16.1%
コ. 適切なフィルタリングを家庭の責任で行う	34	54.8%
サ. ルールを作成していない	18	29.0%
シ. その他（様々な角度から情報を入手し正確な判断をする）	1	1.6%

## 4. 市町村教育委員会で実施している情報モラル教育推進の取組は何ですか（複数回答可）。

ア. 授業等で情報モラル教育を行うための参考資料を作成し、活用を促している	12	19.4%
イ. 所管の学校で実施された質の高い情報モラル教育の授業を市町村内に広めている	10	16.1%
ウ. 文部科学省や各種団体が作成した教材等の利用を促している	54	87.1%
エ. 所管の学校において外部講師による講演会を実施するよう促している	53	85.5%
オ. 児童生徒が主体となった学校のネット利用ルールづくりを推奨している	36	58.1%
カ. 情報モラル教育推進の取組を実施していない	0	0.0%
キ. その他（デジタルシチズンシップ教育の視点での資料等を作成中）	1	1.6%

## 5. 市町村教育委員会で実施している「ネット上でのいじめ」等防止に関する取組は何ですか（複数回答可）。

ア. 所管の学校に教職員研修（外部講師による研修含む）の実施を促している	41	66.1%
イ. サイト監視（ネットパトロール）の実施	13	21.0%
ウ. 家庭・地域への啓発	59	95.2%
エ. 児童生徒が主体となった学校のネット利用ルールづくりを推奨している	36	58.1%
オ. 「ネット上でのいじめ」防止に関する取組を実施していない	0	0.0%
カ. その他（いじめ問題対策連絡協議会で協議したことを周知予定）	1	1.6%

## 5（1）問5で「ウ」と回答した場合、所管の学校に促している家庭・地域への啓発の方法を回答してください（複数回答可）。

ア. 外部講師による講演会	33	53.2%
イ. 各種団体が作成した家庭向け啓発資料の配布	51	82.3%
ウ. 各種行事（PTA行事含む）・保護者会での啓発	45	72.6%
エ. 家庭訪問や各種面談での啓発	22	35.5%
オ. 学校のホームページに注意喚起資料を掲載	31	50.0%
カ. その他（主な回答：市で作成したガイドラインを各家庭に配布、各校で定めている「インターネットのルール」を周知 等）	5	8.1%